

環境首都における産業廃棄物処理高度化に向けた
制度のあり方について（答申）

1 審議経過

開催日	審議会等	審議内容
平成29年 4月25日	第50回 環境審議会	○ 諮問 ○ 検討部会の設置について
平成29年 6月～ 9月	検討部会 (全4回)	○ 検討部会報告案の作成
平成29年 10月24日	第51回 環境審議会	○ 答申案について議論
平成29年 11月 9日	環境水道委員会（所管事務調査にて報告）	
平成29年 11月10日 ～12月 8日	答申案の公表及び市民意見募集	
平成30年 1月24日	第52回 環境審議会	○ 市民意見募集の結果について ○ 答申案について議論
平成30年 2月16日	環境審議会より北九州市長へ答申	

2 11月9日環境水道委員会以降の主な追加・修正点

委員会でのご意見、市民意見募集で提出された意見を踏まえて以下のとおり追加・修正を実施。

(1) 最終処分場に関する資源貯蔵の観点について

海面埋立型の最終処分場に関する資源貯蔵の観点について補足説明を追記

(2) 公共工事における電子Manifestの普及

主に公共工事などににおける電子Manifestの導入促進のための取組を検討することを追記。

(3) 既存インフラの活用について

港湾物流のインフラを活用した広域物流やエコタウンを活用したリサイクルの推進について検討することを追記。

(4) その他

上記の市民意見を受けての追加・修正以外に、関係課協議のうえ文言修正、誤植の修正等を実施。

3 今後の予定

本答申を今後の指針とし、産業廃棄物の適正処理や3Rを進める上で、産業育成や地域振興などその他の課題も統合して施策を推進していく。

環境首都における産業廃棄物処理高度化に向けた 制度のあり方について（答申） 【概要】

背景と経緯

資源効率、循環経済が提唱される中、今後の廃棄物政策は、単なる処理ではなく、気候変動、資源確保等、その他課題を包括して進める必要があり、本市の産業廃棄物処理の新しいビジョンとそのための方策を示す。

産業廃棄物を巡る本市の現状

- 本市内からの産業廃棄物排出量は約400万tであり、その再生利用率は46%（全国平均で53%）、最終処分率は6%（全国平均で3%）。不適正処理は年々減少傾向。
- 域外搬入分を含む市内での産廃処理量は500万t（自社処理と処理業者がおよそ半分ずつ）、そのうち処理業者による域外物の処理が全体のおよそ4分の1を占める。
- 本市の産業廃棄物処理の許可件数は、収集運搬業が326者、中間処理業が166者、最終処分業が5者であり、処理量ベースで計算すると、約690億円の市場規模。
- 本市では不法投棄監視の他、紛争予防要綱、広域移動要綱や各種報告制度によって、適正処理を確保。また、優良認定要綱によって優良な排出事業者や処理業者を育成。
- 本市では環境未来税を設け、最終処分に対して課税しているが、3R推進上の効果は不明。
- 国において廃棄物処理法・バーゼル法の改正、循環基本計画の改定等が進行。

本市の強み（○）と今後の課題（▲）

産業廃棄物処理の方向性

(1) 経験・技術・インフラの観点

- ものづくりや公害克服の経験、高度な処理技術、インフラとしての最終処分場、港湾をはじめとする物流拠点の存在
- ▲産業廃棄物処理業は、中小企業が多く、3Rや生産性、労働安全衛生、人材育成等、全体としての底上げが不十分
- ▲高い最終処分率・処分場を可能な限り有効利用する必要性

(1) 処理業から総合的な資源・環境産業へ

⇒動脈産業の受け皿としての廃棄物処理業から、再生資源等を生み出す「資源産業」、及びトータルでの環境負荷低減や付加価値を生み出す「トータル環境ソリューション産業」へ。

(2) 地域や産業との共生の観点

- 製造業を始めとする多様な産業の集積、市民の環境への理解
- ▲産業廃棄物排出量の中長期的な低減
- ▲産業廃棄物処理業界における人材確保、火災や労働災害の低減、イメージ改善

(2) いわゆる「迷惑施設」から地域と共生する産業へ

⇒労働安全衛生の向上、地元人材の雇用、人材育成、イメージ改善、災害・エネルギー拠点化を図るとともに、地域の製造業や農林水産業と連携して地域の資源、資金、自然、人材の循環を図る。

(3) 国際協力の観点

- 環境国際協力のノウハウ、アジアとのネットワーク
- ▲国際的な循環資源の争奪や静脈ビジネスの競争激化

(3) 我が国及び世界の資源循環拠点へ

⇒北九州産廃ブランドを確立し、地域や国内の産廃を集積して高度処理を行うとともに、海外の廃棄物の受け入れや海外展開等を図る。

(4) 政策の観点

- エコタウン事業や優良認定、助成制度を通じた業者育成、不適正処理防止のための各種要綱
- ▲産業廃棄物処理全体の底上げや排出事業者対策の強化
- ▲優良認定推進・電子マニフェスト導入・再生品の積極活用などの公共のより積極的な取組み。
- ▲一層の低炭素化や自然共生、災害対応等の推進。

(4) 政策統合による環境首都・SDGsの実現へ

⇒国・近隣自治体との連携、製造部門との連携、他の政策分野（経済・防災・労働等）との連携を図り、産廃処理の分野からSDGsや環境首都の実現をリード。

制度見直し等の主な方向性

排出事業者	産業廃棄物処理業者	全体の高度化に向けた取組み
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 産業廃棄物計画制度の拡充 ➢ 原単位の改善を促す措置 ➢ 優良な排出事業者の評価・認定制度 ➢ 適正な処理委託の推進 ➢ 様々な経済的措置 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 透明性・トレーサビリティの向上 ➢ 優良な産業廃棄物処理業者の評価・公表制度や指針・ガイドラインの作成 ➢ 専門性向上・人材育成 ➢ 地域での役割発信を通じたイメージアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 再生利用指定制度やグリーン調達による再生利用推進 ➢ 最終処分場の有効活用 ➢ 国際資源循環などの推進 ➢ ICT・AI・ビッグデータなどの新技術の導入促進 ➢ 行政手続の電子化・合理化 ➢ 排出事業者・処理業者・行政等によるマッチング強化や情報共有